九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

家格と「清議」

野田, 俊昭
久留米大学

https://doi.org/10.15017/25788

出版情報：九州大学東洋史論集. 28, pp.1-24, 2000-04-10. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

家格と「清議」

野田俊昭

一　序論

東晋南朝の官制を通観した際、そのもつ最大の特色は官人としての官達、官序などが官人あるいは官人たるべきものがもつ家格によって大きく規制されているというところに求めることができるであろう。

ところで、こうした官人あるいは官人たるべきもののもつ家格と官制との関連について、本格的に論じたのは周知のように宮崎市定氏であった(『九品官人法の研究—科挙前史—』　東洋史研究会　一九五三年)。そののち宮崎氏の研究を発展させ、家格と官制との関連をより整然とした、そしてより精緻なかたちに整理したのは越智重明氏であった。

越智氏は甲族を最上位とし、以下次門、後門、三五門と続く家格の「制度的」ヒエラルキーの存在を提唱し、それを「族門制」と名づけ、官人たりうる資格を有するものについて、それぞれぞれの極官、つくべき官種などについて整然とした記述をしている。これによって家格と官制との関連についての研究、ひいては東晋南朝の貴族制研究は飛躍的な進歩を遂げたといってよかろう(1)。

しかし越智氏の「族門制」論には、それがきわめて精緻に組み立てられているものだけに、また、自ら「制度的」なものと称するだけに削ぎ落とされた論点が皆無であるというわけにはいかないと思われる。したがって、氏の「族門制」論を視野に入れたうえで東晋南朝史の研究を進めようとすれば、そうした点もふくめて再検討する必要があると思われる。

さて、「族門制」論が削ぎ落とした論点として前述のように、越智氏自らこれを「制度的」と称していることからもうかがわれるところであるが、家格のヒエラルキーの形成、維持ということについて官制的要件ということを大きく重視し、そ

のほかの要件がほとんど考慮に入れられていないということがあると思われる。こうした家格の形成、維持ということについて官制的要件を大きく重視するという観点は、次門の出身者であっても宋斉時代にあっては三品以上の官に、梁の武帝が断行した官制改革以降にあっては流内一八班制において、その流内一二班以上の官につけば、一律に甲族としての家格があたえられるとする見解、つまり一律に家格が上昇するという見解や、官人が免官されるとその家格が低下するとする主張などのなかに比較的明瞭にうかがわれるように思われる。

筆者はさきに、「族門制」論をめぐって、細かい点についてであるが、いくつか補正、訂正すべき点があると考えた。その際、次門出身者が宋斉時代にあっては三品以上の、梁の武帝が断行した改革以降にあっては流内一二班以上の官にのぼったとしても、すべてのものが甲族としての家格をあたえられるものではないとする推定をした(2)。この推定の背景には、家格の上昇(あるいは低下)ということが本質的には直接的、全面的に官制的要件に連動するものではないとする観点が存在する。

小論は先稿をうけて、同様の観点から次門出身者の甲族の家格の獲得と官制的要件との関連如何という問題に関して、先稿で示した推定をさらに確かなものにしようとする試みのひとつである。

二　次門の出身者の三品以上及び流内一二班以上の官への就官と家格

以下の考察に直接関連する範囲で、越智重明氏の「族門制」についてまとめておく。(いくぶん私見もまじえる。)

「族門制」とは、魏末における州大中正の制の創設を契機として、その運営の間にほぼ西晋の末頃までにかたちを整えたもので、甲族を頂点として、以下次門、後門、三五門と続く家格の「制度的」ヒエラルキーのことである。小論と直接関連する範囲でその概要を示すと、大要以下のようになろう。

梁初までのものについてやや図式的にいうと、甲族は郷品一・二品をもち員外散騎侍郎・秘書郎・著作佐郎・公府の掾属などに起家し、次門は郷品三・四・五品をもち奉朝請・太学博士・王国(左・右)常侍・王国侍郎などに起家する。後門は郷品六・七・八・九品をもち流外の官に起家する。三五門は通常官界とは無縁の存在である。

なお、軍府の参軍や州官に起家する官人もまま見られるが、この際の起家はその家格と明確に対応することはなく、甲族、次門ともに参軍、州官に起家したと考えられる(3)。

甲族、次門、後門の間には起家のみならず、そののちに歩む官途についても差異があった。甲族は(起家の官もふくめて)一連の清官と目される官につくべきであり、次門以下は(起家の官もふくめて)清官以外の官(以下これを濁官という)につくべきであった。また、次門以下についてはそれぞれの官達のうえで止法が存在していた。次門は四品官を極官とすべきであり、後門は二品勲位と称されるものを極官とすべきであった。(二品勲位は旧の七品官に相当する。なお、官達のうえで設けられていた止法を以下では「止法」という。)

梁の天監七年(五〇八)を頂点として武帝によって断行された一連の官制改革(以下これを「改革」という)以降にあっては、やや様相を異にする。後門は官人となることを否定され、以降官人たるべきものは甲族と次門とに限られることとなった。また、旧来家格との対応が不明確であった参軍起家、州官起家が整理され、甲族は皇弟皇子府の参軍に起家するものとされ、次門はそれ以外の参軍と州官に起家するものとされた。

ただし、官に清・濁の別のあること、次門については依然「止法」が存在していたことは旧来と同様であった。次門は依然として濁官につくべきであったし、(「改革」以降に施行された流内一八班制において、その)流内一一班に位置する官をその極官とすべきであった。

甲族は上級士人に、次門は下級士人にほぼ相当する。後門以下は庶民に相当たる。

当該時期の官制理解のみならず、東晉南朝の貴族制理解に大きく貢献する研究とすることができよう。

(甲族、次門などの用語は越智氏の命名されたものであり、他の論者が必ずしもこの用語によっているわではない。したがって、他の先学の論稿を参照する場合は「族門制」論にひきつけて解釈したうえでのものということになる。小論では、以下この越智氏の用語によることとする。)

さて、小論で問題としたい次門から甲族という家格の改変、上昇は、次門出身者による、その「止法」をこえるところに位置する宋斉時代にあっては三品以上の官の、「改革」以降にあっては流内一二班以上の官への就官によって実現するものとして越智氏によって理解されているようである。すなわち越智氏は、「次門から甲族となる際の官品にふれておく」とし

て、『南史』巻三七沈昭略伝に、

王晏、嘗て(沈)昭略に戯れて曰く、「賢叔(沈文季を指す)、呉興僕射と謂うべし」と。昭略曰く、「家叔晩に僕射に登る。猶お尊君(王普曜を指す)の卿を以て初蔭と為すよりも賢なり」と。

とあるもの、『南斉書』巻四二王晏伝に、

王晏、字は士彦、琅邪臨沂の人なり。祖弘之は通直常侍、父普曜は秘書監たり。晏、宋の大明末(四六四)、臨賀王国常侍に起家し、員外郎、巴陵王征北参軍、安成王撫軍板刑獄(参軍)たり。・・晏の父普曜、晏の勢を藉りて、官、多く通官を歴たり。

とあるもの、さらに沈昭略伝見える「蔭」を甲族のもつべき「蔭」、すなわち甲族に固有の「蔭」と理解して、つぎのような見解を示している。

王晏は王国常侍に起家しているが、それは、その当時彼およびその父普曜が次門に属していたことを物語っている。ところで、晏はその父普曜が死亡するまでに、侍中(第三品官)などに就いている。また、普曜の就いた通官は第四品以上の官のことであり、秘書監は第三品官である。かくて昭略の言は、「叔父文季は晩年であったけれども、とにかく自らの力で(第三品官の)僕射となった。しかし王普曜はその子(晏)の力で甲族の就くべき(第三品官の)高官に登った。それだけに前者が後者に勝っている」といった旨を述べていることがわかる(普曜の死亡時は文季の僕射就任時より先である)。その初蔭の蔭は蓋しこの王氏の場合、父子が逆縁であり、かつその父に甲族としての起家はなかったけれども、とにかく初めて甲族としてえた蔭、といった内容であろう。その際、次門が甲族となるにあたり貴なる官(第三品以上)に就くことが要求されていた、と考えても別に差支えはなかろう(4)。

越智氏はこれから宋斉時代、家格が次門のそれから甲族のそれへと改定される際、三品官以上の官につく必要があることを主張していることが諒解される(5)。こうした主張は中村圭爾氏によってさらに補強されるかたちとなっている。

中村氏は、南朝における各官人の起家官を詳細に検討し、宋斉時代、父が三品官以上になると、もともと次門であったものの子であっても秘書郎や著作佐郎に起家することを明らかにし、その事例として蕭道成(のちの斉の高帝)と、劉勔の三品以上の官への就官にともなうその子たちの甲族としての起家の場合をあげている(6)。

もともと次門であった蕭道成の長子蕭賾（のちの斉の武帝）は、その家格に応じて、次門として尋陽王国侍郎に、次子蕭嶷（のちの斉の豫章文献王）も泰始初年（四六五）に太学博士にそれぞれ起家している。ところが、第三子の蕭映（のちの斉の臨川王）は元徽四年（四七六）に著作佐郎に、第四子蕭晃（のちの斉の長沙王）はおそらく昇明初年（四七七）に秘書郎にそれぞれ起家している。映と晃の起家はいうまでもなく甲族としての起家ということとなる。映が起家した時、道成は尚書左僕射になっており、晃が起家した時、道成は司空であった。尚書左僕射は三品、司空は一品である。

同じく次門の出身である劉勔には、劉悛と劉絵という二人の子があった。（他にも子があったが正史に専伝がなく、その起家官などは不明である。）兄の悛は大明元年（四五七）から同三年（四五九）の間のいずれか時期に、その家格に応じて次門として州従事史に辟召されているが、弟の絵は昇明初年（四七七）に著作佐郎に起家している。絵が起家した時点までに、父の勔はすでに守尚書左僕射・中領軍をへていた。中領軍は三品官である。守尚書左僕射も三品であろう。

類似の事例は、はこのほかにもいくつか見いだすことができる。ひとつだけ事例をあげておくと、これは軍府の参軍起家の事例であるが、次門の出身と思われる柳世隆には(7)、今日知られる限りでは、うえから順に悦、惔、惲、愷、忱の子があった。悦は早く死亡しているが、惔は宋の昇明三年（四七九）以降に、（のちの斉の）武帝の中軍参軍に起家し（『梁書』巻一二本伝・『南斉書』巻三武帝紀）、惲は斉の竟陵王子良の法曹行参軍（府名は不明）に起家し（『梁書』巻一一本伝）、忱は父世隆死亡後に、司徒行参軍に起家している（『梁書』巻一一本伝）。愷についてはその詳しい官歴は不明である。惔、惲、忱が起家したとき、世隆はすでに侍中、尚書右僕射、尚書令などの三品官をへていた。このうち惲について、本伝に斉時代のこととして、

（柳）惲立行貞素、以貴公子早有令名、

とある。この際の「貴公子」というのは、そのものの家格が甲族のそれであったとを示したものとして差し支えない(8)。この惲の事例もまた、その父の三品以上の官への就官によって、家格が次門から甲族のそれへと上昇した事例とされよう。惔、忱についても、その起家は甲族としてのものであったとしてよかろう。

以上のような事例の存在は宋斉時代、次門の出身であっても三品以上の官につきさえすれば、甲族となるとする越智氏の想定を大きく補強するものとなるものであろう。事実、越智氏も自らの見解を補強するに際し、右の中村氏の見解を援用し

ている。

「改革」以降にあって、もともと次門の出身であっても流内一二班以上の官に就いた際、そののちに起家するそのものの子が、同じく甲族として皇弟皇子府の参軍や著作佐郎、秘書郎に起家すること、つまり甲族としての起家をすることについては、これまた宮崎氏や越智氏がつとに指摘しているところである(9)。この際、流内一二班以上の官についたそのものの父の家格も宋斉時代と同様に、甲族のそれとなっていたということになろう。

この「改革」以降の次門の出身者の流内一二班以上の官への就官にともなう家格の上昇と、そのものの子の甲族としての起家を、越智氏は家格改定に官制的要件をもっぱら重視する立場からであろう、「蔭子」(＝「任子」)によるものとして把握している(10)。

なお、「改革」以降の流内一二班以上の官が旧来の三品以上の官にほぼ一致することについては、すでに先学の指摘するところである(11)。

三　家格の改定と官制的要件との関連

次門出身者の家格の上昇ということがまったく宋斉時代にあっては三品以上の、「改革」以降にあっては流内一二班以上の次門の「止法」をこえるところに位置する官についた場合にのみ生じるものと理解した際、そうした理解を拒むかのような史料も、事例自体は極小数であるけれども、存在しているのである。

まず『梁書』巻五二陶李直伝に、陶李直について、

斉武帝崩、明帝作相、誅鋤異己、李直不能阿意、明帝頗忌之、乃出為輔国長史・北海太守、辺職上佐、素士罕為之者、或勧李直造門致謝、明帝既見、便留之、以為驃騎諮議参軍、兼尚書左丞、

とあるものがあげられる。陶李直は宋時代に桂陽王国侍郎に起家させられようとしたが、辞退している。これは李直のもつ家格が次門のそれであったことを示す。起家させられようとしてからのち、当該時期までの官歴を示すと、

☆北中郎(将)・鎮軍(将軍)行参軍(七品)(ただし不起)―尚書令・丹陽尹・後将軍劉秉主簿(七品)領郡功曹―望蔡令(六品

〜七品)―(病気免官)―(斉初)尚書比部郎(六品)―司空・司徒主簿(七品)―太尉記室参軍(七品)―冠軍司馬(六品)・東莞太守(五品?)―散騎侍郎(五品)・領左将軍司馬(六品)―鎮西諮議参軍(七品)。

となる。これから、李直は輔国(将軍府)長史・北海太守に出されようとする以前に、三品官についたこはなかったとされよう[12]。

なお当時、北海郡は青州に属していたが、『南斉書』巻一四州郡志上に、

冀州、宋元嘉九年(四三二)、分青州置、・・泰始初(四六五)、遇虜寇、並荒没、今所存者、泰始之後更置立也、二州共一刺史・・建元初(四七九)、以東海郡属冀州、

とあることからうかがわれるように、当時、青州の刺史と冀州の刺史は併任とするのが通例となっていた。陶李直は冀・青州刺史の軍府の長史に出されようとしたとすべきである。また、この軍府の長史は、青・冀二州刺史王珍国の輔国将軍府の長史であったと考えられる[13]。

さてこのように見てくると、前述のように次門の家格が甲族のそれへと改定される要件を、そのものの三品以上の官への就官ということに限定して考えてしまった際、そこに混乱が生じることとなる。

すなわち、陶李直の家格が次門のままであったとするなら、南朝にあっては、軍府の長史は次門の出身者がつくにはなじまない官種として位置づけられていたと考えざるを得なくなる。つまりそこでは、軍府の長史は次門以外の出身者、具体的にいうと甲族の出身者か後門の出身者かのいずれかがもっぱらそれとして就官すべきものとされていたことになってしまう。しかし実例にしたがえば、たしかに甲族の出身者が軍府の長史につく事例はこれを多くみることができるのであるが、右の予想に反して、次門の出身者の就官もまた枚挙がないほど頻繁にみられるのである。むしろそれへの就官は、甲族及び次門の出身者とっては、それぞれの官序の重要な一部を形成していたと考えられるほど日常的なものなのである。

さらに、宋斉以来の官制を集大成したとされる、梁の流内一八制によると、軍府の長史はその最低のものでも流内八班に位置づけられている。このことは軍府の長史が「改革」以降にあって、次門(以上)の出身のものがつくべきものであったことを意味している。流内一八班制の成立過程を勘案すると、これは「改革」以前にあっても同様であったことを示唆し[14]、ひいては、軍府の長史は後門(以下)の出身者がもっぱらそれとしてつくべき性格の官とされるものではなかったということ

をも同時に意味する。

つまり南朝にあっては、軍府の長史は甲族と次門がそれとしてつくべき官として位置づけられていたとして差し支えないのである。

以上のようにみてくると混乱がいよいよ深まるかのようである。しかし、これについては以下のように解釈すべきである。すでに述べたように、南朝にあっては甲族のつくべき官、つまり清官と、次門(以下)のつくべき官、つまり濁官とが分化する傾向が強いわけであるが、軍府の長史についても当然そうしたことがいえると考えられる。ただし、軍府の長史全体が清官、あるいは濁官という具合に分化するのではなく、郡太守の場合などと同様に、地域的なものにしたがう分化がみられると考えられるのである(15)。

すなわち、甲族出身者や次門出身者のそれぞれがつく軍府の長史が、それぞれ特定の州のものに分化するようになったということが想定されるのである。このような想定を補強するものとして、以下のような諸点があげられる。

まず南朝にあっては、甲族出身者がついた軍府の長史を検索すると、そのついた軍府の長史が揚州・荊州・南徐州・南兗州・南豫州・江州・湘州・郢州・益州・雍州などの大州に集中する傾向がみえるということがある(16)。

つぎに、おそらくこうした一種の棲み分けの進展の結果であろう、前掲のような大州の軍府の長史は、南朝にあっては清官と認識されているということがある。『宋書』巻五二袁湛伝附袁洵伝に、宋時代のこととして、

子(袁)洵、元嘉中(四二四～四五三)、歴顕官、廬陵王紹為南中郎将、年少未親政、洵為長史尋陽太守、行府(江)州事、

とある。袁洵が元嘉中にへた官がすべて「顕官」であったことを示したものとなろうが、この「顕官」は清官のことしてよい(17)。これは江州の軍府の長史が清官と目されていたことを示している。洵の父の湛は著作佐郎に起家しており、そのもつ家格は甲族のそれである。洵も甲族としてのそれを継承していたとしてよかろう。なお洵は著名な甲族粲の祖父に当たる人物でもある。また『南斉書』巻三二阮韜伝に、阮韜について、

韜少歴清官、

とある。これも韜の全官途を通じてのこととされようが、韜は宋の征南将軍桂陽王休範の江州の長史をへている。韜の起家官は不明であるが、宋の孝武帝によって名家として侍中に任用されていることから、その家格は甲族のそれとしてよかろう

（『南斉書』巻三二史臣曰の条）。これも江州の長史が清官と目されていたことを示すものとなろう。

さらに『梁書』巻二〇劉季連伝に、劉季連について、

季連有名誉、早歴清官、

とある。この「歴清官」というのも季連の全官途を通じてのものとされようが、季連は南斉時代に南兗州の軍府の長史（府主名は不明）や荊州の軍府の長史（府主は平西将軍蕭遙欣）などを歴任している。季連の起家官は不明であるが、その父は宋の宗室であり、「歴朝官、極清顕」とされた思考である（『宋書』巻五二本伝）。季連のもつ家格は甲族のそれであったと考えても差し支えなかろう。

また『陳書』巻一七史臣曰の条に、

王沖、王通竝以貴游早升清貫、

とある。「清貫」というのは清なる官位という意味で、もちろん清官の官位のことである[18]。これも王沖の全官途のを通じてのこととされよう。沖は梁時代に湘州の軍府の長史（府主は安成嗣王機）、郢州の軍府の長史（府主は軽車将軍当陽公大心および平西将軍邵陵王綸）、荊州の軍府の長史（府主は驃騎将軍廬陵王繹、のちの元帝）などをへている。沖は秘書郎に起家しており、その家格はもちろん甲族としてのそれである。

以上は江州、南兗州、荊州、湘州、郢州などの長史が清官と目されていたことを示すものとなろう。こうしたことは、前掲のそのほかの大州の軍府の長史についてもあてはまるであろう。

さらにすでに指摘されているところであるが、多くの軍府の長史はその州の首郡ないしは首郡に次ぐ位置にある郡の太守などを兼ねることがほぼ通例となっていた[19]。そしてこれもまたすでに触れたところであるが、当時、郡太守にも甲族のつくべき郡太守と、次門のつくべき郡太守とに地域別の分化が生じていたが、今問題としている青・冀州の管郡の首郡は次門のつくべき官、つまり濁官として位置づけられていたと思われる[20]。

なお宋時代のことであるが、冀州の軍府の長史に次門の出身者が就官している事例が見られる。『南斉書』巻二八劉善明伝をみると、次門の出身であったとしてよい劉善明が、冀州刺史・寧朔将軍劉乗民の軍府の長史についている[21]。当時の体制から考えると次門（以上）の出身者、つまり士人が、後門（以下）の出身者の、つまり庶民のつくべき官につくということ

は考えにくい。善明は次門として冀州の軍府の長史に就官したとすべきである。これは南斉時代にあっても、冀州・青州の軍府の長史は次門のものがつくべきものとされていたことを示唆するものではなかろうか。

以上あげてきた諸点は、本節の家格と軍府の長史の任用を関連をめぐっての想定を補強するところがあろう。このように見てくると陶李直をめぐる人事については、以下のように解釈せざるを得なくなる。

陶李直が任ぜられようとした「辺職上佐」とされる青・冀二州の将軍府の長史は、本来次門の出身者がそれとしてもっぱらつくべき官である。すなわち濁官であった。しかしながらもともと次門の出身であるのにもかかわらず、李直にとっては就官するにふさわしくない官となっていた。そうであれば、おそくとも時の天子、斉の明帝に忌まれてこの官に出されようとした以前、すなわち旧来家格改定の唯一の官制的要件と考えられていた三品以上の官への就官を果たす以前に、李直の家格は、すでに次門のそれから甲族のそれへと改定されていた、と[22]。

以上述べてきたところから、次門の出身者が甲族の家格を獲得しうる要件を唯一、次門の「止法」をこえるところに位置する三品官以上の官への就官に求めるだけでは不十分であって、三品官以上の官への就官ということがなくても、それ以前の段階で次門から甲族へという家格の改定が生じる場合があった、とする想定が可能となろう。

ところでこうした想定が可能となれば、「族門制」論を前提とし、宋斉時代、三品以上の官への就官を家格改変の唯一の、そして絶対の基準と考えて理解しようとした際、困惑を覚えざるをえない沈約や庾杲之などをめぐる事例が素直に諒解できることとなる。

節を改めて沈約及び庾杲之をめぐる事例について考えてみよう。

四　沈約及び庾杲之をめぐる事例

『南史』巻七七恩倖・劉係宗伝に、

武帝常云、学士輩不堪経国、唯大読書耳、経国、足一劉係宗矣、沈約・王融数百人、於事何用、其重吏事如此、建武二年(四九五)、(劉係宗)卒官、

とある。これは斉の武帝が「学士輩」は「経国」に無用である。「経国」は劉係宗ひとりがいさえすれば十分であるとしたものである。「学士輩」というのはこの際、士人のこととしてよかろう。そうした士人の代表的のものとして沈約と王融があげられているわけである。一方、「学士輩」と対比するかたちであげられている係宗は、いわゆる恩倖でその出身は後門(以下)に属し、庶民であったと思われる。当時、係宗は中書通事舎人として武帝の側近にあり、国政に威を振るっていた[23]。

さて、「経国」は一般的にいうと天子がその任とすべきものであろうが、臣下としてその任に当たるものは「宰輔」である。「宰輔」は三公、尚書令などのその時々で最も権限の重い官を指す[24]。もちろんいずれも三品以上に位置する。

こうしたことを知ったうえで、武帝治世中の沈約と王融の官歴を示すと、それぞれつぎのようになる。

☆沈約

(永明元年?)太子家令(五品)―(同二年)太子家令兼著作郎(六品)―中書郎(六品?)―司徒右長史(六品)―(同四年)車騎長史(六品)―(同七年)太子右衛率(四品)―(同八年)御史中丞(四品)・給事黄門侍郎(五品)・尚書左丞(五品)・呉興郡中正―(同一一年)東陽太守(五品?)[25]―(隆昌元年)吏部郎(五品)。

☆王融

(永明三年)晋安王南中郎将板行参軍(七品)―(同三年～同一一年)司徒板行参軍(七品)―太子中舎人(七品)―秘書丞(六品)―丹陽丞(七品)―中書侍郎(五品)―中書侍郎兼尚書主客郎(六品)―寧朔将軍(五品?)・軍主

これらから、約、融ともに武帝治世中にはいずれも三品以上の官についたことがないとすべきで、いわば中堅の官人として官界にあり、それだけにいずれも「宰輔」の任になく、「経国」を任とするものではなかったことになる。とくにここで留意しておかなければならないことは、この時点までに、約がいまだ三品以上の官についたことがなかったということである[26]。

さて以上のように見てくると、当時、沈約と王融は将来の「宰輔」候補の「学士輩」の代表的なものと考えられていたにすぎないこと、かつ武帝はかれらを将来の「宰輔」候補とみなすことに否定的であったということが諒解されよう。

ここで、沈約と王融の家格を考えてみよう。約は宋時代に奉朝請に起家しており(『梁書』巻一三本伝)、これはもとより、約が次門の出身であったことを示している。一方、融は琅邪の王氏に属し、甲族王僧達の孫に当たる。融は斉の晋安王子懋

の南中郎将府の板行参軍に起家している。さらに融については、「才地既華」とある。「地華」とういこと、すなわち門地が「華」であるというのは、そのものの家格が甲族のそれであることを意味する(27)。この際の融の王府の参軍起家は自ずと甲族として軍府の参軍に起家したものとなる。なお、融はそのもつ家格を自負し、三十歳以内に「公輔」たらんとする望みをもっていた(『南斉書』巻四七本伝)。「公輔」は「宰輔」と同様の高位(もちろん三品以上)の、権限の重い官を指す(28)。

以上から武帝の独白の時点で、沈約について、次門の出身であるのにもかかわらず、また、いまだ三品以上の官についたことがないのにもかかわらず、そして年齢こそ異なるものの、甲族王融と同様に将来の「宰輔」たりうる資格があるとされていたこと、つまり「止法」をこえて「宰輔」たる三品以上の官にいたりうるという評価があったことが諒解されよう。

この沈約をめぐる事例も、すでに述べたように、この時点までに約は三品以上の官についていなかっただけに、次門出身者の甲族の家格の獲得の要件を唯一三品以上の官への就官ということにだけに求めた際、理解することが困難なものとなる。しかしここで、さきにみた陶李直についての事例を勘案して、約が武帝独白の時点以前に、三品官への就官ということがなくても、甲族の家格をえていたという想定をすれば、この事例もさして困惑することもなく素直に諒解できるのである。

なお沈約は果たして、のちに「宰輔」たるべき尚書令や尚書僕射に至っている。

さらに、『南斉書』巻三四庾杲之伝を見ると、宋時代に奉朝請に起家し、征西参軍(七品)、秀才、鎮西外兵参軍(七品)、征虜府功曹(六品?)、尚書駕部郎(六品)、撫軍記室(参軍)(七品)、員外散騎常侍(四品以下)、散騎侍郎(五品)、中書郎(五品)、尚書左丞(五品)・員外散騎常侍などをへていた庾杲之が、王倹の衛将軍府の長史(六品)となったときのこととして、

出為王倹衛軍長史、時人呼倹府為入芙蓉池、倹謂人曰、昔袁公(袁粲のこと)作衛軍、欲用我為長史、雖不獲就、要是意向如此、今亦応須如我輩人也、乃用杲之、

とある。王倹はもとより琅邪の王氏に属し、さらに秘書郎に起家している。当時の代表的な甲族であったとして差し支えない(『南斉書』巻二三本伝)。杲之については、さらにこののち、倹によって侍中に任用されるべく推挙されている。同じく庾杲之伝に、

杲之風範和潤、善音吐、世祖(斉武帝)令対虜使兼侍中、上毎歎其風器之美、王倹在座、曰、杲之為蟬冕所照、更生風采、陛下故当与其即真、帝意未用也、

とあるのがそのことを示す。侍中は三品官でもとより次門の「止法」をこえたところに位置する官である。これは、結局武帝によって採用されることはなかったが、当時の代表的甲族たる倹が、 杲之に侍中たる資格があるとの認識を示したものとなろう。

みられるように、王倹の衛将軍府の長史につく以前に、庾杲之は三品以上の官についたことはなかった。にもかかわらずこれは倹が、もともと次門出身である杲之のおそくとも衛将軍府の長史以降の官序が自らのそれと雁行するもの、侍中や衛将軍(三品)にも至るべしとする認識をもっていたことを示唆するものとされよう。このようにみてくると、この杲之をめぐる事例も、さきの陶李直、沈約などの場合と同様に、三品以上の官への就官以前に杲之の家格が次門から甲族のそれへと改定されていた、ということを前提としない限り理解に苦しむものとなるのではなかろうか。

ただし庾杲之は、結局三品以上の官につくことはなく、太子右衛率(四品)・通直散騎常侍(四品以下?)で官に卒している。

五　余論―家格と「清議」

次門出身者の家格の上昇をめぐる以上の想定を踏まえて、南朝における家格の次門のそれから甲族のそれへの上昇という現象がもつ意義について、若干の言及をしておきたい。

さて、南朝にあっては三品以上の、「改革」以降にあっては、流内一二班以上の官が次門の「止法」をこえるところに位置している以上、次門の出身者がそうした官につく際(あるいはついた際)、そのものの家格をどのように処理するかということが当然問題となるはずである。その際、おおむねその官にふさわしい家格―甲族の家格―があたえられたと思われる。しかし、それはそのものの占める官位に常にまったく引き摺られるかたちで、家格の改定が実施されたわけではない。ときとして、そこでは家格の改定をめぐって選別が行なわれた。したがってときとして、次門の出身者の、三品以上ないし流内一二班以上の官への就官があったにもかかわらず、そのものの家格が甲族のそれへと改定されない場合もあったと考えられる[29]。このことは南朝にあって、次門から甲族のそれへという家格の上昇が全面的に官制的要件に連動するかたちで実現するものではなかったことを推測させるものとなろう。

前節までに小論で検討した三品官以上の官につくことなく、その家格が次門のそれから甲族のそれへと上昇した陶李直や沈約、あるいは庾杲之などをめぐる事例は上述の推測を許すところがあろう。

ところで、以上のように家格の次門のそれから甲族のそれへという上昇が、それを大きな契機とするにしても、直接的、全面的に官制的要件に連動するものでないとするならば、それが結局何によって実現されるのかということになるが、それは人事をめぐる士人の間の輿論としての清議（以下これを「清議」という）によって実現されたとすべきである(30)。

このようにみてくると南朝の「清議」は、官制的要件を重視しつつも、底流としは必ずも官制的要件に規定されないという性格をもつものとして存在していたことになるが、こうした性格は魏晋時代の「清議」にもみられると思われる。

中正による郷品の裁定が、郷品を授与される本人やその親などの政治的地位、官位をにらんで決定されるという傾向があったこと、換言すれば家格が官制的要件によって決定される傾向にあったことはすで指摘されている。

たとえば、宮崎氏は中正による郷品の決定に、官品による限定をつけているものの、その父の官位が影響を及ぼすこと、すなわち、初期の九品官人法の運営に「任子制」的なものがあるとする見解をつとに示していて、以下のような言及をしている(31)。

父の獲得した地位が、何等かの形で子に伝わるのが任子の精神であるとすれば、九品官人法は恐らく成立の始めから、この任子の精神を以て運用されていたと思われる。言いかえれば九品人法は、漢代の任子の制度をその中に温存していたことになる。但し漢制は二千石以上を境としたが、九品官人法は前述の如く二千石以上を五品に細分しており、主眼は第三品以上の官の子で、第四品第五品の官の子は任子の上ではあまり問題とされなかったであろう。そして任子はそれが繰返されると、貴族制度と全く異なる所がない。この点からも九品官人法は貴族化する危険を最初から内蔵していたと言えるのである。

このことは、中正の郷品決定の背景、根拠となる「清議」も自ずとこうした傾向をもったことを意味する。『晋書』巻三六衛瓘伝の、

瓘以魏立九品、是権時之制、非経通之道、・・魏氏承顛覆之運、起喪乱之後、人士流移、考詳無地、故立九品之制、粗且為一時選用之本耳、其始造也、郷邑清議、不拘爵位、褒貶所加、足為勧励、猶有郷論余風、中間漸染、遂計資定品、

使天下観望、唯以居位為貴、人棄徳而忽道業、争多少於錐刀之末、傷損風俗、其弊不細。

という有名な「中正批判」の記事はそのことをもっともよく示したものとされよう。この際の「資を計りて品を定める」というのは、父の到達した官爵の高下に応じてその子の郷品が決定されたことをも示したものとされようが、さらにこれは中正の郷品決定の背景、根拠となる「清議」もまた、こうしたことを是認する傾向に傾いていったことを示したものともなろう。そうするとこうした「清議」のもつ性格が、これまた「上品に寒門無く、下品に勢族無し」（『晋書』巻四五劉毅伝）という著名な状況を現出させたことにもなろう。そして時代が降るほどに、こうした官制的要件を重視するという側面は強まったのであろうし、そこに家格の固定化ということも生じるのであろう。

しかし、ここで注意しておかなければならないのは、もともと「清議」の機能がそうした官爵、官位に全面的、直接的に連動するものではなかったということである。前掲の衛瓘伝に、「郷邑の清議、爵位に拘わらず」とあるのがそのことをよく示している。こうした初期「清議」のもつ性格は、「清議」が官位、官制的要件に大きく影響される情況が圧倒的となる後世になっても、依然として底流として残存していたと思われる。

つまり、父親の到達した官位とその子の起家官の決定が連動するという現象についていえば、それは決して法制的、制度的なものではなかったと考えられるのである。そのことは、父の官位の低下や十分な官達が実現しない場合のみならず、父の死亡などによって、その政治的勢力が低下した際、その現実に対応するかたちで、その子の郷品が低下するという現象が見られることによって知られる。

『晋書』巻三三何曾伝によれば、何曾は晋の武帝が魏を簒奪するに当たり、大きな力があった武帝の有力な謀臣であり、武帝が晋王であった時には、すでに晋王国の丞相であり、武帝が魏を簒奪したのちには、太尉、太保、太傅、太宰などの一連の一品官をつぎつぎと歴任している。その子の何劭についてはその起家官は不明であるが、『晋書』巻三三本伝に「少して武帝と同年にして、総角之好有り」あるとされていて、晋の恵帝が即位すると、尚書左僕射などの三品官を経て、一品司徒、太宰に至り、永寧元年（三〇一）に死亡し、死後、司徒を贈られている。劭の郷品はおそらく一品ないし二品と考えて差し支えなかろう。しかし劭の子岐について、結局は郷品一品ないし二品を得たのであろうが、その郷品を維持するに際して困難に直面している。

劭初亡、(州大中正)袁粲弔岐、岐辞以疾、粲独哭而出曰、今年決下婢子品、王詮謂之曰、知死弔死、何必見生、岐前多罪、爾時不下、何公新亡、便下岐品、人謂中正畏強易弱、粲乃止、

とある。劭が到達した一品という官位は彼の死亡によって低下してはいなかったと考えられる。しかし、その子の岐に郷品低下の危機が訪れているのである。これは、みられるように岐が起家したのちのことかもしれないけれども、中正の下す郷品が決して単純に父の到達した官位と固定的に連動するものではないことを示すものではなかろうか。

さらに、さきの劉毅伝に、

所欲興者、獲虚以成誉、所欲下者、吹毛以求疵、高下遂強弱、是非由愛憎、随世興衰、不願才実、衰則削下、興則扶上、一人之身、旬日異状、

とあるのも、この際は「才能」の有無ということがことさら強調されて論じられているので、やや間接的なものとなるかも知れないが、「是非は愛憎に由る」とあるものなどを重視すれば、「一人の身、旬日にして状を異にす」とあるもののなかには、さきの何岐と類似の事例をも含ませてもよいのではなかろうか。

いずれにしても、こうしたことは「清議」が「資を計って品を定める」という中正の行動を容認することが圧倒的な情況にあっても、それは「清議」が決して固定的に官位、爵位と連動するものではないこと、換言すれば法制的、制度的に連結されていたわけではないことを示すものとなろう。

また、『晋書』巻六六陶侃伝によれば、陶侃は、父は亡国の呉の揚武将軍という辺将にすぎない。しかも父は早くに死亡していた。したがって、侃がその最初に得た郷品はいわゆる「下品」であったと考えられる。「清議」と郷品の関連を官制的要件を重視する観点から理解しようとすると、そのもつ郷品を上昇させるためには、本人自身の官達という以外によるもののほかは予想できないことになる。もかかわらず、侃はさしたる官達ということもなく「上品」を得ている。『世説新語』賢媛篇にひく「王隠晋書」に、

後(羊)晫為十郡中正、挙侃為鄱陽(郡)小中正、

とあるのがそのことを示す。なお侃はこのとき、かつて武岡令であった際、上司の郡太守呂岳との間にいざこざがあり、官を棄てて帰郷していた。

さらに、さきの劉毅伝に、

後司徒羊(劉)毅為青州大中正、尚書以毅懸車致仕、不宜労以砕務、陳留相楽安孫尹表曰、・・臣州茂徳惟毅、越毅不用、則清談倒錯矣、・・由是毅遂為州都(州大中正)、銓正人流、清濁区別、其所弾貶、自親貴始、

とある。この「清談」は「清議」のこととされる[32]。この際はすでに起家したもの、これから起家するもののいずれも含むのであろうが、「清議」に依拠する中正による郷品の裁定が現有の官位や、父や祖父の官位を無視したかたちで断行されたことを示唆するものではなかろうか。

以上の推定によっていいたいことは、たしかに魏晋時代、「清議」を背景とし、それを根拠とする中正による郷品の決定が、そのものの到達した官位、官爵と一面で連動していたことは否定しようのない事実であり、そうした情況が圧倒的になりつつあったことも事実であろう。しかし、それは川勝義雄氏が正しく指摘したように「清議」の運用面での問題であり[33]、中正が「清議」を押し出して郷品を決定する際、そうした官位、爵位を重視する行動をとった結果なのであり、本来的には「清議」そのものが郷品を授与される本人や、その周囲のものの官位や爵位と制度的、法制的に連結しているというわけではないのである。

極論すれば、「清議」運営の匙加減によって「清議」は時として官位、爵位を重視する方向にも動くし、官位や爵位よりも人才、人物如何、あるいはその他のものを重視する方向にも動くし、さらにはそのいずれをも重視しする方向に動くべきものとして把握すべきことになるのである。

繰り返すが、郷品決定のうえで「清議」が官位、官爵を重視したという前掲の衛瓘伝の記述は、「清議」運用面についての問題であって、これは「清議」が官制的要件と制度的、法制的に連結されていたことを示すものではないのである。

このように見てくると「清議」は、(魏)西晋のみならず東晋南朝を通じて、その底流に依然として直接的、全面的に官制的要件に規定されないという「清議」の本質が保持されて続けていていたということができるであろう。

次門出身者が、宋斉時代にあっては三品以上の、「改革」以降にあっては流内一二班以上の「止法」をこえるところに位置する官についたとしても、あるいは甲族の家格をえ、あるいはそれをえることができないという具合に、次門から甲族それへという家格の改定について、そこにバラツキがあるということ、そして小論で検討した陶李直、沈約あるいは庾杲之な

どをめぐる事例などは、まさしくそうした官制的要件に直接的、全面的に連動するものではないという「清議」の有り様が、南朝になおいてもなお存在していたことを示すものとして理解することができるのではなかろうか。

いずれにしろ、南朝における次門出身者の家格の甲族のそれへの上昇という現象を、官制的要件を唯一の基準として理解しようとすると困難がともなうこととなろう(34)。

家格の形成、維持ということが、官制的要件の充足ということを唯一のものとして実現するものではないとする認識をもつゆえんである。「族門制」論を東晉南朝史の研究により有効なかたちで活用するためには、このことを踏まえたかたちでなされなければならないと思われる。

註

(1) 越智重明氏の「族門制」論の全体像を知るのにもっとも便利なものとして、越智「制度的身分＝族門制をめぐって」(『魏晋南朝の貴族制』第五篇　研文出版社　一九八二年)がある。小論でも主にこの論考を参照したが、適宜そのほかの論考も参照することがある。なお越智氏以降の研究では、中村圭爾氏の研究が重要である。中村『六朝貴族制研究』(風間書房　一九八五年)などを参照のこと。

(2) 拙稿「南朝における吏部の人事行政と家格」(『名古屋大学東洋史研究報告』一八)・「南朝の「寒士」―その極官とその理解―」(『東方学』九三)参照。

なお筆者は、かつて越智氏の示す観点にしたがって家格の変動について考えたことがある。その点からいえば、小論もその反省となる。

(3) 拙稿「宋斉時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」(『九州大学東洋史論集』二五)・「免官と家格」(近刊予定)参照。

(4) 越智「宋斉時代の次門層起家の官と寒士身分」(前掲書第五章第四節)参照。

(5) 官品および「改革」以降の班位については、『宋書』巻四〇百官志下、『隋書』巻二六百官志下に所載のものによる。

なお、斉時代のものは基本的に宋時代のものを継承している(周一良「南斉書丘靈鞠伝試釈兼論南朝文武官官位及清濁」『魏晋南北朝史論集』北京大学出版社　一九九七年)。

(6) 中村「九品官人法における起家」(前掲書第二篇第一章)参照。

(7) 柳世隆は、宋時代に州の迎主簿になったのが官界に入る最初であったが、そののちに越騎校尉、通直散騎常侍などの濁官をへている し、清官たる太子洗馬につくべき資格に本来欠けているものとされている(『南斉書』巻二四本伝)。また、河東の柳氏はいわゆる「晩

渡の北人」である。これらから世隆は、次門の出身であったとして誤りない。
なお清官、濁官の具体的官種については、註(2)の拙稿および「南朝の郡太守の班位と清濁」(『史淵』一二七)を参照のこと。

(8) 越智「梁陳貴族制の特質」(前掲書第七章第十節)参照。

(9) 宮崎「起家の官」(前掲書第二篇第四章四)、越智「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって」(『史淵』九七)参照。

(10) 越智「日本における魏晋南朝の貴族制研究」(『久留米大学比較文化研究所紀要』七)参照。

(11) 越智「梁の天監の改革と次門層」・「新二品」(前掲書第七章第三節・第四節)、中村前掲「九品官人法における起家」参照。

(12) 郡太守の官位については不明の部分が多いが、東莞太守の場合は六品官と五品官の間に就官しているので、官品表の記載通りに五品程度のものであったとしてよかろう。
なお前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。

(13) 斉明帝の治世中に青・冀の二州刺史となったものとして、建武元年(四九六)に就官した王洪範と永泰元年(四九八)に就官した王珍国の両名が確かめられる(『南斉書』巻六明帝紀)。陶李直が長史とさせられようとしたのは、青・冀二州刺史王珍国の輔国 将軍府の長史であったと考えられる。王洪範については、将軍号を帯びていたか、帯びていたとすれば、その将軍号がなんであったか一切不明である。

(14) 宮崎「流内一八班」・「流外七班」(前掲書第二篇第四章二・三)、越智前掲「梁の天監の改革と次門層」・「新二品」参照。

(15) 南朝にあって、郡太守が地域的に清官の太守、濁官の太守とに分化していたことについては、前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。

(16) 起家官別に甲族出身者の軍府長史への就官例を掲げるが、煩雑になるので秘書郎起家、著作佐郎起家のもののみ掲げる(不拝のものもふくむ。また中央の軍府については省いた)。州名は長史として領した管郡、府主の領した州などを参照して州名を決定した。また、万斯同「宋将相大臣年表」・「斉将相大臣年表」・「梁将 相大臣年表」・「陳将相大臣年表」も参照した。

①秘書郎起家

(1)庾炳之　劉粋征北長史(雍州)　『宋書』巻五三本伝
　長沙王義欣後軍・鎮軍長史(南豫州)

(2)蕭惠開　海陵王休茂北中郎将長史(雍州)
　新安王子鸞冠軍長史(揚州)
　晋平王休佑驃騎長史(雍州)(不拝)
　桂陽王休範征北長史(南徐州)

	巴陵王休若征西長史(荊州)	『宋書』巻八七本伝
(3)王倹	蕭道成(斉高帝)太尉左・右長史(揚州)	『南斉書』巻二三本伝
(4)何戢	劉準(宋順帝)車騎長史(揚州)	
	蕭道成(斉高帝)相国長史(揚州)	『南斉書』巻三二本伝
(5)王僧虔	豫章王子尚撫軍長史(揚州)	
	新安王子鸞北中郎将長史(南徐州)	『南斉書』巻三三本伝
(6)蕭穎胄	廬陵王子卿後軍長史(南兗州)	
	蕭宝融(斉和帝)冠軍長史(荊州)	『南斉書』巻三八本伝
(7)王慈	豫章王嶷驃騎長史(荊州)	
	豫章王嶷大司馬長史(揚州)	『南斉書』巻四六本伝
(8)蔡約	宣都王鏗冠軍長史(南豫州)	
	江夏王宝玄車騎長史(南豫州・南兗州)	
(9)王縝	建平王子真征北長史(南徐州)	『南斉書』巻四六本伝
	蕭賾(斉武帝)撫軍長史(?)(武帝は撫軍将軍についた記録はみえない。『南斉書』巻三本紀)	
	豫章王嶷大司馬長史(揚州)	
	竟陵王子良大傅長史(揚州)(不拝)	
	王晏(?)驃騎長史(中央?)	
(10)謝覽	中権長史(?)	
	仁威長史(南徐州)	
(11)王亮	大司馬長史(南徐州)	
(12)王志	蕭衍(梁武帝)驃騎大将軍(中央あるいは揚州)	
	始興王憺安西長史(荊州)	
	鄱陽王恢平西長史(郢州)	『南斉書』巻四九本伝
(13)王份	始興王憺北中郎将長史(南徐州)	『梁書』巻一五本伝
(14)王僉	武陵王紀安西長史(益州)	『梁書』巻一六本伝
(15)江蒨	始興王憺中権長史(荊州)	
		『梁書』巻二一本伝
		『梁書』巻二一本伝
		『梁書』巻二一本伝

南康王績長史(南康王績は南徐州、南兗州、江州にそれぞれ出鎮しているが、そのいずれの時の長史か不明である。『梁書』巻二九南康王績伝)

(16)蕭昱　臨川王太尉長史(揚州)　『梁書』巻二一本伝

(17)殷鈞　鎮北長史(雍州)(不拝)　『梁書』巻二四本伝

(18)張緬　鎮北長史(雍州)　『梁書』巻二七本伝

(19)張纘　寧遠長史(?)　『梁書』巻三四本伝

華容公勧寧遠長史(南徐州?)

(20)張綰　華容公勧北中郎将長史(南徐州)　『梁書』巻三四本伝

北中郎将長史(?)

(21)謝挙　宣城王(梁哀太子)中軍長史(揚州)　『梁書』巻三四本伝

臨川王宏太尉長史(揚州)

(22)王規　晋安王綱(梁簡文帝)驃騎長史(揚州)　『梁書』巻三四本伝

(23)褚向　廬陵王続北中郎将長史(?)(廬陵王が北中郎将についた記録はみえない。『梁書』巻二九本伝)　『梁書』巻四一本伝

(24)王沖　当陽公大心軽車長史(郢州)　『梁書』巻四一本伝

邵陵王綸平西長史(郢州)

廬陵王続驃騎長史(荊州)

湘東王繹(梁元帝)鎮西長史(荊州)

河東王誉冠軍長史(広州)

(25)王励　湘東王繹(梁元帝)長史(荊州)　『陳書』巻一七本伝

(26)王質　陳頊(陳高宗)驃騎長史(揚州)　『陳書』巻一七本伝

陳頊(陳高宗)長史(南徐州)

(27)謝哲　陳霸先(陳高帝)長史(南徐州)　『陳書』巻一八本伝

(28)謝嘏　蕭勃鎮南長史(広州)　『陳書』巻二一本伝

始興王伯茂中衛長史(東揚州)

(29)王固　安南長史(江州)　『陳書』巻二一本伝

『陳書』巻二一本伝

②著作佐郎起家

(1)江知淵　新安王子鸞北中郎将長史(南徐州)　『宋書』巻五九本伝

(2)王曇首　劉義隆(宋文帝)鎮西長史(荊州)　『宋書』巻六三本伝
(3)袁淑　始興王濬征北長史(南徐州)　『宋書』巻七〇本伝
(4)江湛　随王誕生征北長史(南徐州)　『宋書』巻七一本伝
(5)袁覬　晋安王子勛鎮軍長史(雍州)
永嘉王子仁左軍長史(南豫州)
建安王休仁安西長史(雍州)
(6)江斅　褚淵司空長史(南徐州)　『宋書』巻八四本伝
(7)徐孝嗣　聞喜公子良征虜長史(揚州)　『南斉書』巻四三本伝
(8)王秀之　豫章王嶷左軍長史(江州)　『南斉書』巻四四本伝
豫章王嶷鎮西長史(荊州)
豫章王嶷驃騎長史(荊州)
随王子隆鎮西長史(荊州)
(9)劉絵　蕭道成(斉高帝)太尉長史(揚州あるいは中央)　『南斉書』巻四六本伝
撫軍長史(?)
安陸王宝晊冠軍長史(湘州)
晋安王子懋征北長史(南徐州)
建安王子真車騎長史(中央?)
(10)王奐　晋熙王銶鎮西長史(江州)　『南斉書』巻四八本伝
臨川王映鎮西長史(荊州)
(11)張稷　鎮西長史(江州)　『南斉書』巻四九本伝
(12)王瑩　驃騎長史(?)　『梁書』巻一六本伝
(13)王瞻　建安王子真撫軍長史(?)(建安王子真が撫軍将軍についた記録はみえない。『南斉書』巻四〇本伝)　『梁書』巻一六本伝
(14)王峻　安成王秀征虜長史(南徐州)　『梁書』巻二一本伝
平西長史(荊州)
鎮西長史(益州)
(15)劉孝綽　臨賀王正徳信威長史(揚州)(臨賀王正徳が信威将軍につたい記録はみえない。『梁書』三三本伝)　『梁書』巻二一本伝
『梁書』巻三三本伝

(16)蕭介　武陵王紀長史(揚州)　『梁書』巻四一本伝
(17)到仲挙　陳蒨(陳文帝)宣毅長史(揚州)　『陳書』巻二〇本伝
(18)王瑒　始興王叔陵雲麾長史(江州)　『陳書』巻二三本伝
(19)蔡凝　晋熙王叔文信威長史(湘州)　『陳書』巻二三本伝

(17) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」参照。
(18) 越智「南朝の清官と濁官」(『史淵』九八)参照。
(19) 厳耕望「州府僚佐」(『中国地方行政制度』上篇第三章中央研究院歴史語言研究所　一九六三年)参照。
(20) 前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。
(21) 劉善明は州官に起家している。したがって、起家官からそのもつ家格を判断することはできないが、その官序の過程で屯騎校尉などにつき、また秀才に挙げられていることなどから、そのもつ家格は次門のそれとしてよい。また、秀才がほぼ次門に開かれたものとなっていたことについては、越智「晋南朝の秀才・孝廉」(『史淵』一一六)参照。なお善明の父懐民も、斉郡・北海二郡太守となっている。
(22) 陶李直がついた冠軍司馬・東莞太守がどこの州の軍府の司馬であったかにわかに断定できないが、この東莞郡が青州の管郡であるとすれば、李直は「辺職上佐」にかつて就官したことになり、小論の推定を補強するものとなろう。当時、南徐州にも南東莞郡が置かれていた(『南斉書』巻一四州郡上)。
(23) なおこの記事については、川合安「唐禹之の乱と士大夫」(『東洋史研究』五四―三)参照のこと。
(24) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」参照。
(25) この東陽太守は、五品官と五品官の間に現れているから同じく五品官と考えるべきであろう。注(14)参照。
(26) 沈約の官歴については、『梁書』巻一三沈約伝・「沈文休年譜」(鈴木虎雄『業間録』所収　一九二六年)参照。王融のそれについては、『南斉書』巻四七本伝参照。
(27) 門地が「華」であることが甲族を示すことについては、前掲「南朝の清官と濁官」参照。
(28) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」参照。
(29) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」・「南朝の「寒士」―その極官とその理解―」参照。
(30) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」・「南朝の「寒士」―その極官とその理解―」・「免官と家格」参照。
(31) 宮崎「起家官と郷品の関係」(前掲書第二編第二章五)参照。
(32) 「清議」と「清談」とが互称されることについては、唐長孺「清談与清議」(『魏晋南北朝史論叢』所収　一九五五年)、板野長八「清

談の一解釈」（『史学雑誌』五〇―三）など参照。

(33) 「六朝初期の貴族制と封建社会」（『中国貴族制社会の研究』所収　京都大学人文科学研究所一九八七年）参照。

(34) なお、南朝における「清議」については、張旭華氏による近年の一連の研究が注目される。「関于東晋南朝清議的几個問題―与周一良先生商確―」（『鄭州大学学報』一九九三年一）・「梁代無中正説弁析―与万繩南先生商確―」（『許昌師範学報』一九九三年三）・「南朝九品中正制的発展演変及其作用」（『中国史研究』一九九八年二）など参照。